

岩手県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った財務に関する事務の執行に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

岩手県監査委員 軽石 義則
 岩手県監査委員 神崎 浩之
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

目次

- 1 盛岡地区 4件
- 2 県南地区 12件
- 3 県北地区 2件

1 盛岡地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

県営建設工事 4件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
盛岡広域振興局土木部	道路環境改善事業一般県道雫石東八幡平線長山区歩道設置工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着目して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	広域公園整備事業御所湖広域公園乗物広場ほか維持修繕（その2）工事	〃	〃	〃
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	交通安全施設整備事業一般国道281号ほか沼宮内地区ほか交通安全施設整備（区画線）工事	〃	〃	〃
〃	凍雪害対策事業一般国道281号葛巻地区流雪溝補修工事	〃	〃	〃

2 県南地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

県営建設工事 12件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
県南広域振興局土木部	治水施設整備事業一級河川人首川筋次丸地区河川改修（築堤・護岸工）ほか工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われ	おおむね良好と認められる。

		査を行った。	ているかに着眼して監査を行った。	
〃	治水施設整備事業一級河川岩堰川筋白山地区河川堤防補強その2工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	道路維持修繕事業一般国道283号幸田地区舗装補修工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川瀬川筋ほか西宮野目地区ほか治水施設整備（遊歩道）工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部北上土木センター	治水施設整備事業一級河川横川筋貝沢地区護岸修繕工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川和賀川筋若畑地区河川改修工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部遠野土木センター	交通安全施設整備事業一般県道遠野住田線下組町地区歩道設置（その2）工事	〃	〃	〃
〃	道路維持修繕事業一般国道283号新里地区舗装補修工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部一関土木センター	地域づくり緊急改善事業一級河川吸川筋ほか柳町地区遊歩道補修ほか工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川久保川筋焼切地区河川改修（護岸工）工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部千厩土木センター	急傾斜地崩壊対策事業館山地区急傾斜地崩壊対策その2工事	〃	〃	〃
〃	急傾斜地崩壊対策事業八幡前地区急傾斜地崩壊対策工事	〃	〃	〃

3 県北地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

県営建設工事 2件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
県北広域振興局土木部二戸土木センター	交通安全施設整備事業一般国道395号ほか上館地区ほか交通安全施設修繕工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着目して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	治水施設整備事業二級河川雪谷川筋駒木地区治水施設整備工事	〃	〃	〃